## 平成23年度 事務事業評価表(平成22年度分に係る報告)

評価対象事務	事業名	後期高齢者医療事業				事業コード	2070
42 小 無 体	所属名	市民部 健康保険課			担当係名		
担当課等	課長名	市民部 健康保険課	担当者名	宮 光彦	F	電話番号	3129

#### 1. 事務事業の基本情報

	施策の柱	いきいきとして安心できる暮らし	コード	施策	暮らしを支える制度の充実と自立支援 5				
総合計画体系	基本事業	経済的自立の促進	<b>⊐</b> —ド	関連予算 費目名	一般会計 3款 1項 3目 後期高齡者医療療養給付費 負担金(018-01) 一般会計 3款 1項 3目 後期高齡者医療広域連合分 担金(019-01) 一般会計 3款 1項 3目 後期高齡者医療健診事業 (017-01) 後期高齡者医療費特別会計 1款 1項 1目 一般管理 事務(001-01) 後期高齡者医療費特別会計 1款 2項 1目 徴収事務 (001-01) 後期高齡者医療費特別会計 2款 1項 1目 後期高齡 者医療広域連合納付金(001-01) 後期高齡者医療費特別会計 3款 1項 1目 保険料還 付金(001-01) 後期高齡者医療費特別会計 3款 1項 2目 還付加算 金(001-01) 後期高齡者医療費特別会計 3款 1項 2目 還付加算 金(001-01)				
	特記事項	総合計画主要事業							
事業期間	○ 単年度 ● 単年度繰返 ○ 期間限定複数年度 ⇒ (開始年度 20年度~)								
事務事業の概要	申請届出等の受付事務や各種証の引渡し、保険料の徴収などの事務を行った。また、岩手県後期高齢者医療広域連合と共同で後期 高齢者の健診事業を実施した。								
根拠法令等	高齢者の医療の確保に関する法律								
- の事效事業を関	- の東次東要と明仏」ともよりは八つはじた女体で明仏とれたのか)								

この事務事業を開始したきっかけ(いつ頃どんな経緯で開始されたのか)

従来の老人保健制度では、現役世代と高齢者の負担関係が明確でなく、また、給付を行う市町村と財源である拠出金を負担する保険者との財政運営上の責任が不明確である等の問題点が指摘されてきた。これらの問題点を解消するため、平成18年の健康保険法等の一部改正により、75歳以上の高齢者を被保険者とし、保険料として一定の負担を求めるとともに、都道府県単位で全ての市町村が加入する広域連合を運営主体とする新たな医療制度として後期高齢者医療制度が創設された。

- この事務事業に対して関係者(市民, 議会, 事業対象者, 利害関係等)からどのような意見・要望が寄せられているか
  - 制度が複雑で判りにくい。
  - ・資格証の発行は行わないこと。
- 事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令)はどう変化したか。今後の見通しはどうか

  - ・保険料について、低所得者に配慮した軽減措置が制度が廃止されるまで継続することになった。 ・後期高齢者医療制度を廃止し、平成25年3月から新たな制度に移行するための検討が行われている。

### 2. 事務事業の実施状況(Do)

①対象 (誰を, 何を対象	・岩手県後期高齢者医療広域連合 ・75歳以上の市民(65歳以上の一定の障がいのある方	⇒	②対象指標	A. 75歳以上等の市民	単 位	人
としているのか)	を含む) 		(対象の大きさを 示す指標)	В.	単 位	
				C.	単 位	
③手段	22年度実績(22年度に行った主な活動)	⇒	④活動指標	A. 窓口取扱い件数	単位	件
(事務事業の内 容, やり方, 手 順)	<ul><li>・申請書届出書の受付</li><li>・後期高齢者医療被保険者証の送付</li><li>・市に報への掲載</li></ul>		(事務事業の活動 量を示す指標)		単位	件
	<ul><li>・保険料の徴収</li><li>・保険料の特別徴収の依頼</li><li>・後期高齢者健診の実施</li><li>・後期高齢者医療広域連合への医療給付費、分担金支出</li></ul>			C. 後期高齡者健診受診者	単位	人
	23年度計画(23年度に計画している主な活動)					
	平成22年度と同様					
⑤意図	・国民皆保険を堅持し将来にわたって持続可能な制度 運営に資する。	⇒	⑥成果指標	A. 収納率(調定額/収納額)	単 位	%
(この事業により 対象をどのように 変えるのか)			(意図の達成度を 示す指標)	【指標の性格: ● 上げる ○ 下げる ○ 維持する】	132	
変えるのか)			-2- / JM (AK/	B. 【指標の性格:○ 上げる ○ 下げる ● 維持する 】	単 位	
•						

				C. 【指標の性格:○ 上げる ○ 下げる ● 維持する 】 <sup>単</sup> 位
⑦結果 (上位基本事業 の意図:上位の 基本事業にどの ように貢献する か)	経済的自立が促進される	↑	<ul><li>⑧上位成果 指標 (上位基本事業の成果指標)</li></ul>	自立世帯数(保護廃止のうち死亡・他福祉事務所への移管・失踪等を除く) (単位:世帯) 1人当たり平均年間受診件数(単位:件) 市営住宅における高齢者仕様住戸率(単位:%)

## 2. 事務事業の実施状況(続き)

⑨事務事業の各種指標の実績及び目標値

<b>⊕</b> <del>7</del> 177	争未の合性相保の夫積及の日保恒								
区分	指標名	単位	20 年度実績	21 年度実績	22 年度計画	22 年度実績	23 年度計画	24 年度計画	目標年度 目標値
対象	75歳以上等の市民	人	30,406	31,300	32,800	32,606	33,700	33,700	26 年度
指標A									33,700
対象 指標B									年度
対象 指標C									年度
活動	窓口取扱い件数	件	17,570	18,043	18,000	19,321	18,000	18,000	26 年度
指標A									18,000
活動	保険料徴収件数	件	164,389	192,349	176,400	199,551	206,600	206,600	26 年度
指標B									206,600
活動	後期高齢者健診受診者	人	6,572	6,954	8,856	7,597	8,253	8,253	26 年度
指標C									8,253
成果 指標A	収納率(調定額/収納額)	%	99.06	98.34	98.50	98.25	98.50	98.50	26 年度
指標A									98.50
成果 指標B				_				_	年度
									年度
成果 指標C									_

⑩事務事業に係る事業費

区分	指標名	単位	20 年度実績	21 年度実績	22 年度計画	22 年度実績	23 年度計画	24 年度計画	****
事業費	A	千円	4,140,143	4,422,067	4,720,227	4,629,022	4,551,315	4,887,779	****
財源	<b>④</b> 国	千円	0	0	0	0	0	0	****
内訳	⑤県	千円	215,890	243,739	199,388	256,322	199,388	264,937	****
	⑥地方債			0	0	0	0	0	****
⑦一般財源		千円	3,895,321	4,147,179	4,489,588	4,338,272	4,315,139	4,586,054	****
	⑧その他	千円	28,932	31,149	31,251	34,428	36,788	36,788	****
	合 計(④~®) (=A)	千円	4,140,143	4,422,067	4,720,227	4,629,022	4,551,315	4,887,779	****
	延べ業務時間数	時間	15,000	15,400	16,000	15,800	16,000	16,000	****
耶	裁員人件費 (B) (臨時職員賃金は, 事務費に含む)	千円	60,000	61,600	64,000	63,200	64,000	64,000	****
	トータルコスト (A) + (B)	千円	4,200,143	4,483,667	4,784,227	4,692,222	4,615,315	4,951,779	****

# 3. 事務事業の評価(See)

业	①施策体系との整合性 この事務事業の意図は、結果(政策体系)に結びつ	<ul><li>見直す余地がある</li><li>⇒ 4. 事務事業の改革案へ</li><li>結びついている</li></ul>							
必要性評価	いていますか?	理由:後期高齢者等に対する適切な医療給付等を行うための事業であり、暮らしを支える制度の充実を図るもので							
価	  ②公共関与の妥当性	す。							
	市がやるべき事業ですか? 税金を使って達成する目的ですか?	<ul><li>● 見直す余地がある</li><li>● 妥当である</li></ul>							
		□「妥当」とする理由:							
		理由:							
	③対象の妥当性 対象の設定は現状のままでいいですか? 広げられませんか? また絞らなくてよいですか?	<ul><li>拡大または絞る余地がある</li><li>動 現状で妥当である</li><li>⇒ 4. 事務事業の改革案へ</li></ul>							
		□「妥当」とする理由: ● 法定事務である ○ 内部管理事務である ○ その他							
		理由:							
	④意図の妥当性 意図(何を狙っているのか)を絞ったり拡大したりし て、成果向上できませんか?	<ul><li>拡大または絞ることができる</li><li>動 現状で妥当である</li><li>⇒ 4. 事務事業の改革案へ</li></ul>							
		□「妥当」とする理由: ● 法定事務である ○ その他							
		理由:							
	   ⑤成果の向上余地	理由:							
有効	成果がもっと向上する余地はありますか?	○ 向上余地がない							
有効性評価		□ マルマン は できます できます という は できます できます できます できます できます できます できまる という できます できます できます できます できます できます できます できます							
	⑥廃止・休止の影響  事業を廃止・休止した場合,施策の成果に及ぼす影	● 影響がない ⇒ 4. 事務事業の改革案へ							
	響はありますか?	●影響がある							
	   ⑦類似事務事業との関係	その内容:高齢者の医療の確保に関する法律に定められた事業が実施できなくなります。   「							
	類似の事務事業(国, 県, 市の内部, 民間)はありませんか?	● 類似事業がある ● 類似事業がない							
		事業名:							
		※類似事業がある場合、その事務事業と統廃合又は連携を図ることにより成果向上はできませんか?							
		統廃合・連携検討 ○ できる ○ できない ⇒ 4. 事務事業の改革案へ							
		理由:							
効率性評.	⑧事業費の削減余地 成果を下げずに事業費を節減できる余地はありませんか?	<ul><li>削減余地がある</li><li>● 削減できない</li></ul>							
評価		理由: 高齢者の医療の確保に関する法律に定められた事業を実施するため必要最低限の事業費で行っており、削減できません。							
	9人件費の削減余地	○ 削減余地がある ⇒ 4. 事務事業の改革案へ							
	成果を下げずに人件費(延べ業務時間数)を削減する余地はありますか?	● 削減できない							
		理由:当初の制度設計に無かった保険料の滞納整理を行うために必要な人員も欠いた状態であり、削減できません。							
公平性評.	⑩受益機会の適正化余地 受益機会の適正化余地はありますか?	□ 適正化余地がある ⇒ 4. 事務事業の改革案へ							
性評	文価協会の過程化示地はありますが、	● 公平・公正である   特定の受益者はいない							
価		理由:高齢者の医療の確保に関する法律に基づき事業を行っており、受益の機会は、公平・公正です。							
	①費用負担の適正化余地	全由・同断日の医療の確保に関する法律に基プと事業を打りてあり、受益の援去は、公子・公正です。 適正化余地がある ⇒ 4. 事務事業の改革案へ							
	受益者の費用負担の適正化余地はありますか?	● 公平・公正である							
		○ 特定の受益者はいない							
		理由: 高齢者の医療の確保に関する法律及び岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例に 基づき保険料を賦課しているほか,低所得者に対する負担軽減の措置も講じられており,受益者の費用負担は公平・公正です。							

# 4. 事務事業の改革案(Plan)

・・ **学勿争系の収单系(Plan)**② ① 改善の方向性(この事務事業をどう変えていくか、廃止や拡充、事業方式改善など)
※複数ある場合は、代替案その1、代替案その2とすること
平成23年度の組織見直しによる課の再編で、滞納処分担当部署と統合されたことから、課内の連携を密にし、より効率的な体制で滞納整理を行い収納率の向上を図ります。
② 改革、改善を実現していく際に想定される問題点は何ですか? それをどう克服していきますか?
(関連部門や全庁的な調整の必要性、トップへの要望も含む)
より効率的な徴収体制の整備を進めるうえで、後期高齢者医療制度の廃止しるがになった。

1	<b>不及应况</b>				
	(1)一次評価者と	:しての評価結	果		(2)全体総括(振り返り, 反省点)
一次評価	① 必要性:	● 妥当	○ 見直し余地あり		高齢者の医療制度として、20年度に創設されたものであるが、制度が複雑なことから、今後も引き続きより分かりやすい説明と広報活動が必要である。
価	② 有効性 :	● 妥当	○ 見直し余地あり	" <mark>'</mark>	▼ また, 23年度に組織の見直しにより, 国保と後期高齢者医療制度が同じ課の事務となったことから, 収納対策についても連携をと
	③ 効率性:	● 妥当	○ 見直し余地あり		りながら、効率的な収納対策を進めていく必要がある。 さらに、現在、国において新たな高齢者医療制度が検討されており、その動向を注視する必要がある。
	④ 公平性   :	● 妥当	○ 見直し余地あり		り、ての利用では沈まる必要がある。
١,	(3)今後の事務の	)方向性(改革	[改善案]		
今後	□ 終了 □ 継続	ŧ —	→ 現状維持(従来通りで特に	改革改:	→ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	□ 廃止 □ 休止	<u>:</u>	□□改革改善を行う	~~~	X 1 2 3 4 4 7
方向	Ţ		□ 事業統廃合・連携		
の方向性と改革改善案	時期:年度から				
革改					
善案	方向付けの理由	日と改革改善の	の内容		